

令和7年12月19日

八幡浜市議会

議長 菊池

彰 殿

提出者 八幡浜市議会議員 杉山 啓

同 同 遠藤 綾

議案に対する修正動議の提出

議案第83号八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第115条の3及び八幡浜市議会会議規則第17条の規定に基づき、下記のとおり修正動議を提出いたします。

記

次の表の修正前の欄に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に赤字で示すように修正する。

修正後		修正前	
(八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正) 第3条 (略) 次の表の修正前の欄に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。		(八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正) 第3条 (略) 次の表の修正前の欄に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正後	修正前	改正後	修正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 100分の172.5 」とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 100分の172.5 」とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 100分の177.5 」とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 100分の172.5 」とする。

第4条 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の126.2</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>

(八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>

第4条 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の126.2</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>

(八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>

第6条（略）
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条（略） 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条（略） 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>

第7条～第9条（略）

附則

1～6（略）

(削除)

7 第7条改正後の条例の規定を適用する場合には、第7条の規定による改正前の八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第7条改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

8 第9条改正後の条例の規定を適用する場合には、第9条の規定による改正前の八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第9条改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

第6条（略）
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条（略） 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条（略） 2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>

第7条～第9条（略）

附則

1～6（略）

7 第3条改正後の条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第3条改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

8 第5条改正後の条例の規定を適用する場合には、第5条の規定による改正前の八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第5条改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

9 第7条改正後の条例の規定を適用する場合には、第7条の規定による改正前の八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第7条改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

10 第9条改正後の条例の規定を適用する場合には、第9条の規定による改正前の八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第9条改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

八幡浜市の特別職の職員及び市議会議員の期末手当を引き上げる提案について、理事者にその理由を尋ねたところ、八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例第5条及び八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例第5条中の、一般職員の例により期末手当を支給する旨の条文を根拠とし、職責の重要性を鑑みれば一般職員に連動させて引き上げることが相当との答弁であった。

しかしながら両条文を根拠として、期末手当の支給方法に留まらず、その増額についてまで一般職員の例によることは、条文の解釈に無理がある上、八幡浜市特別職報酬等審議会条例の趣旨及び期末手当が生活給としての意味合いが大きいとの理事者の認識をふまれば、市の特別職の職員及び市議会議員の期末手当を引き上げるにあたって、給料及び報酬と同様に、審議会またはそれに準ずる第三者への諮問を経ることが政治倫理上の観点から望ましい手続きであると考えます。

現に東京都千代田区や埼玉県さいたま市では、特別職の職員及び市議会議員の期末手当を引き上げるにあたって特別職報酬等審議会への諮問を行っているほか、長野県の喬木村議会の令和5年12月定例会では議員の期末手当を客観的な検証もなく議会自らの議決で引き上げることが問題視され、議員の期末手当を引き上げる条例改正案が否決されている。

また奈良県の五條市議会の令和5年12月定例会では、国内の経済情勢をふまえた市民感情への配慮等を理由として、議員の期末手当を引き上げる条例改正案が全会一致で否決されている。本市でも上下水道料金の値上げをはじめとして、公共サービスを持続させていくための住民負担の増加やサービスの縮小が論じられ、選挙が2回連続で無投票となった市議会に対する興味喚起や信頼醸成を図る取り組みも動き始めた中、行政及び議会に対する市民の不信感を助長しかねない施策は厳に慎むことが望ましいと考える。

以上の理由により、議案第83号について特別職の職員及び市議会議員の期末手当は現行の額に据え置く旨の修正動議を提出する。